

広陵町告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年2月9日

広陵町長 山村吉由



- 1 都市計画の種類及び名称
種類：地区計画（決定）
名称：大和都市計画箸尾工業団地地区地区計画
- 2 決定に係る都市計画区域を定める土地の区域
広陵町大字南、弁財天及び中の各一部
- 3 都市計画の縦覧場所
広陵町大字南郷583番地1
広陵町 都市整備部 都市整備課

大和都市計画地区計画の決定（広陵町）

大和都市計画箸尾工業団地地区地区計画を次のように決定する。

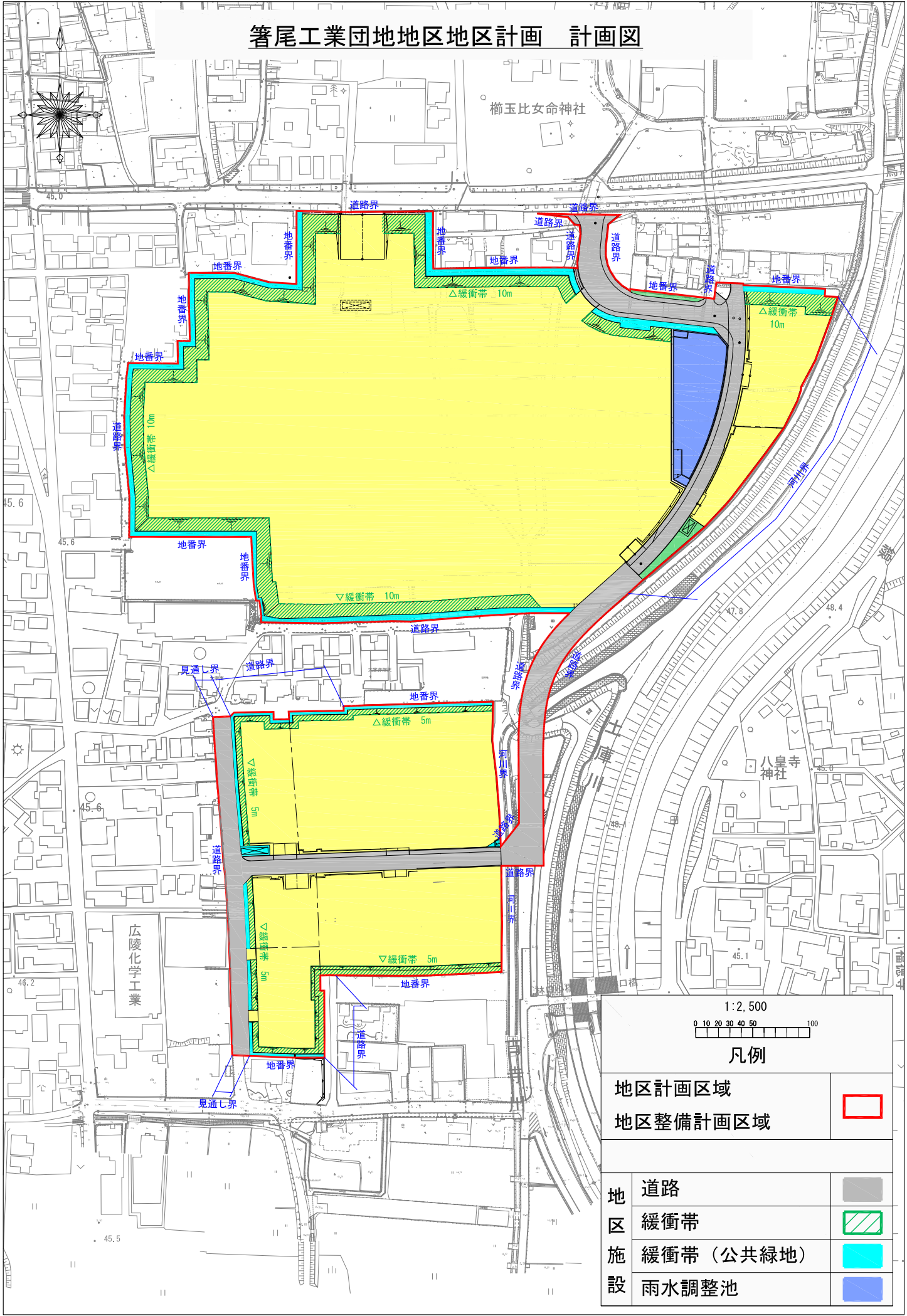
1. 地区計画の方針

名 称		箸尾工業団地地区地区計画
位 置		奈良県北葛城郡広陵町大字南、弁財天及び中の各一部
面 積		約 8.2 ha
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	本地区は京奈和自動車道三宅 IC 及び西名阪自動車道法隆寺 IC から約 10 分という好立地にあり、最寄りの近鉄田原本線箸尾駅から大阪市内へは約 30 分で行くことができ、大阪圏や大阪港・関西国際空港へのアクセスに優れている。 また、準工業地域周辺には住宅地、小学校など生活に必要な施設が所在し、職住近接が可能な地区である。 このような利便性に優れた立地環境のもと、地区計画により適正な土地利用の規制することで、周辺の住環境と調和した良好な工業地域として長期的に維持していくことを目標とする。
	土地利用の方針	周辺環境に配慮しつつ、新たな住宅立地を制限したうえで、良好な工業団地を維持する。
	地区施設の整備方針	整備した道路、調整池及び緩衝帯の公共施設は、これらの機能が損なわれないよう維持・保全を図る。
	建築物等の整備方針	建築物の用途の混在化を防止し、良好な工業団地を形成するとともに、周辺住環境に配慮するため建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の形態又は意匠の制限を定める。

2. 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館 (2) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (3) 劇場、映画館、演芸場、観覧場又はナイトクラブ若しくは建築基準法施行令第130条の7の3に規定する施設 (4) 学校、図書館その他これらに類するもの (5) 病院、診療所 (6) 店舗（自社従業員の福利厚生のための売店を除く。）、飲食店（自社従業員の福利厚生のための社員食堂を除く。）、展示場（自社製品を展示するための展示場を除く。）、遊技場又は場外勝舟投票券発売所 (7) 住宅、共同住宅、住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの、寄宿舍又は下宿（自社従業員の福利厚生のための社員寮を除く。） (8) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設を除く。） (9) 博物館 (10) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (11) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (12) カラオケボックスその他これに類するもの (13) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (14) 倉庫業を営む倉庫 (15) 公衆浴場 (16) 自動車教習所
--------	------------	-----------	--

	建築物の敷地面積の最低限度	900 m² ※ただし、本地区計画区域内に事業所を有する事業者が自社従業員の福利厚生等のために建築する建築物については、この限りでない。
	建築物の形態又は意匠の制限	1. 建築物等の形態及び色彩等の意匠は、次の各号に適合するものとする。 (1) 建築物には、点滅する光源の設置を原則として避けること。 (2) 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩については、原則として奈良県景観計画における色彩基準(適用区分：工業系地域)に適合するものであること。 (3) 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮すること。 2. 設置することができる屋外広告物は美観風致を害さないものとし、ネオン管及び電光掲示板は使用しないこと。
	その他	別紙1で示す範囲内(緑色斜線部分)においては、緑地化等の緩衝機能を持たせ、その維持・保全に努めるものとし、次の各号に示すものを建築もしくは設置してはならない。 ①建築物(透視可能なフェンスを除く。) ②建築物に附属しない門若しくは塀(透視可能なフェンスを除く。) ③生垣(地盤面からの高さが2.0m以下のものを除く。)

[illegible][illegible]